

# 公教育論の構造と問題点

東京電機大学 小松 郁夫

## はじめに

教育の問題と課題を考察する場合、当然のことながら、その教育が位置づいている社会と時代を抜きにして語ることはできない。「教育の理想と学校の現実との間であって、まじめな学校や教師の悩みは、私どもにも痛いほどわかる」という最後のメッセージを残した吉本二郎氏の場合も、その認識を明確に持っていたといえる。この絶筆の言葉は、20世紀の激動の時代を、文字通り「まじめに」生き抜いてこられた氏ならではの言葉であったし、自分の生きざまと社会や国家との絶えざる緊張関係を真剣に受けとめてきた人のみが語り得る言葉ではなかろうか。

本稿は、吉本学校経営学の中の「公教育論」に焦点を当てて、氏の理論構築の中で「公教育論」がいかなる内容と位置を占めていたかを、その背景にある歴史性や人間性をも視野に入れながら検討してみようとするものである。筆者にとってみれば、本稿をまとめる作業は、研究者にとって、理論構築がその生きざまや人間性と切り結んだものであるべきで、「言葉遊びではない」本物の研究の在り方を指導していただいた師への決意の表明でもある。

吉本氏にとってみれば、「公」や国家というものの存在は、戦後生まれの我々とは違う、非常に重く、外存的に認識困難な「対象」であったと思う。問題の全てを、安易に時代論や基底的な社会体制に還元する分析手法は、現に慎まなければならないが、いかなる環境の中で、あるいはいかなる経験を背景として思索を重ねてきたかは、理論展開の背景を知る上で重要なポイントになり得るものと思う。その意味からすると、氏が戦争を自分の人生の本質に関わるものとして生き抜いてこられたことは、氏の学問を理解し、分析し、そこにおける国家の存在や「公」の概念を認識する上で、最も重要な、そして本質的な点になるであろう。自分の生きてきた過去を思い出のように単純に振り返ることは余り好まなかった氏の生きざまからすると、こうした手法は邪道なのかも知れないが、「生きること」と「考えること」を分離せずに人生を終え、実際には理論と人生を真摯に結合させてきた氏から、筆者が学んだ最も重要な内容ではなかったかと思う。

最も多感で、最も真剣にかつ深刻に学問や研究の在り方を考え、悩んでいた筆者の学部時代に、氏は最も鋭い新進気鋭の教授として活躍し始めていた。公教育論や学校論が氏の研究課題として、内外ともに大きな位置を占めていた時代であったと思う。国家が、今世紀最大の規模で問い直されている今日、再びこの問題を取り挙げられることは、筆者にとっても恵まれた機会である。

## 1. 学校経営論の基盤としての「公教育論」

### (1) 学校経営論の出発点としての「公教育論」

学校や学校経営の問題を考察する場合、「公教育」の概念は基本となる問題であることは言うまでもない。しかし、吉本学校経営学においては、「公教育論」は理論構築の中心軸になっていたとは考えられない。それはあくまで、学校論や経営組織論などの展開のための基盤になっていたものと思う。そこで本論文を展開するに当たって、議論の展開を助長する目的で、筆者なりの「公教育論」の枠組みを設定し、その内容把握と分析を展開して、筆者なりの考察を進めて、その中で吉本論の公教育論を再構成することにした。

吉本学校経営学において、「公教育論」が理論展開の中心になっていない実際の例として、たとえば、氏が編集した著者『学校論』において、「公教育制度と学校」を執筆したのは、沢井昭男氏であるし、同じく『学校組織論』では、「公教育の組織としての学校」を書いたのは、真野宮雄氏であった点を挙げる事が出来る。両氏が、吉本理論における「公教育論」の影響を受けていたとはいえず、したがって、まずこの点からして、「公教育論」が氏の研究テーマの中心であり、関心の的であったとはいえない。

しかし、主著『学校経営学』を第一章「公教育制度と学校教育」、第一節「公教育の意義」から書き始めたことからわかるように、学校と学校経営、学校組織などを考察する上で、公教育論を出発点に認識しておく作業は、吉本理論の構築に当たっても、非常に重要なプロセスであったように思う。また、吉本論における「公教育論」は、ほぼこの『学校経営学』の内容に尽きるといえる。その意味で、本稿が考察の対象とした著書は、ほとんどこの著書に集中した。吉本理論における「公教育論」の位置を示す明確な証拠の一つとも言えよう。

### (2) 近代合理主義の国家観

では、なぜ公教育論や国家と教育の問題が中心的なテーマにならなかったのであろうか。もちろん、その学問的視野から欠落していたわけではない。また、いわゆる政治的感覚が弱かった人でもないと思う。氏には逆に、組織と人間の生きざまに関しては、教育学者としては、卓越した感覚と洞察力があったように思う。氏の理論形成の歴史的過程を考慮すると、およそ次のような仮説を設定することが可能かと思うのである。

第一は、東京高等師範や東京文科大学時代を通しての、「ドイツ的」近代思想への接近があったからではないかと思う。すなわち、「公」概念や国家概念の認識において、近代合理的な精神が身に付いたこと、理性的あるいは論理的に構成された国家観が、氏の公教育論の根底に潜んでいることを確認することは、決してそれほど困難な作業ではないと思う。機能主義的な国家概念や運動論からする公教育論の展開に関しては、氏はほとんど無縁な人であった。

さらには、近代市民社会の政治的支配の構造に関して、基本的に肯定的な判断をしていた人で

もあった。すなわち、近代の「政治的国家」が近代法の精神の下で、われわれ諸個人を法的に解放された「自由な」「権利主体」として、形式論理的に承認し、国家あっての個人との認識を一貫して堅持していた人でもあったと思う。それゆえ、権利の擁護や主張のみを突出して主張する人々との論議には、安易に同調する姿勢は全く持ち合わせていなかったようである。「教育的政治」の世界やその論争の舞台に不用意に登場する「軽薄さ」とは無縁な人であったが、決して関心がなかったわけではなく、本能的に「政治性」の持つ怪しげな部分には、非常に警戒心の強かった人であったと思う。それでも、教育裁判で国側の証人を引き受けるなど、重要な場面では明白に自分の立場を示す姿勢は失っていなかった。

今にして思えば、氏は、いわゆる近代的合理性の精神に対し、一定の信頼や思い入れがあったのではなかろうかと推測される。ここでいう近代的合理性、あるいは近代的「理性」の思想は、言うまでもなく、近代西欧文化が世界を支配する中で、絶対的な価値として確立したものである。氏が青春時代を通して学んで行ったこの価値は、戦争という時代をくぐり抜けても本質的に変わることがなかったように思う。一方で、近代とは何か、西欧的な文脈における「理性」や「合理性」は何か、といった根源的な問いにまで突き進む、「無謀さ」のような危険を犯すことはなかった人である。生き抜いた時代の挑発を受けて、軽重浮薄に、あるいは付和雷同して研究サークル内での「騒ぎ」に、のこのこ加わることには慎重な判断をした人であったと思う。それが本当に「慎重さ」から来たのか、どこかで実際は「臆病」であったのかはよく分からない。亡くなる直前に、筆者の研究上の人間関係について、「政治的な付き合い」にはくれぐれも用心するように、との忠告を受けたことからすると、本来的にこうした点については、慎重な姿勢を崩さなかった人と理解すべきなのかも知れない。

しかし、脱学校論の論争にも一定の関心を示していたわけだし、1970年前後の全国、全世界を揺るがした「大学紛争」の時代には、現役の大学教授として重要な位置を占めていた人である。社会主義イデオロギーに対しても、一定の関心は持っていた。今健在であったら、最近の世界情勢の変化をどのような目で眺めていたか大変興味があるところでもある。もっとも反面では、泥沼的な国家論や「政治性」の論究からやや離れたところで、学校経営の研究に主たる精力を注いだことが、氏の研究成果を高め得た影の要因かも知れなかった。

亡くなる直前に書かれた短い文章の中で、次のような部分が今回目についた。それは入院中の病床の中で、韓国・台湾・沖縄への関心を強く示したことである。すなわち、「韓国、台湾、沖縄を訪ねた時から、かの地の特有の弱さや勢いを感じ取っておりました。すでに十数年も前から、これら国々や地域の動きに関心を持っておりましたことも事実ですが、私としては、これら国々や地域における教育の問題について精力をそそいでおきたいと思っておりました。どうか、それぞれ道、方向において、この問題について前進がはかれることを期待しております」と述べているのである。関心の対象が、なぜ海外の中で韓国であり、台湾なのか、日本の中で沖縄なのであろうか。最近の朝鮮半島での動向や、香港を含めた中国政府の政策動向などの変化をかなり以

前から視野に入れて判断だとしたら、驚くべき鋭角的な政治感覚であるし、民族問題をも考慮してのことであるとしたら、これも氏の国家観の本質認識に関わる重要な感性のなせる一面ではなからうか。それぞれの国、地域とも、人間関係において恵まれた状況にあったとはいえ、もう少し時間があつたなら、「非西欧的」な感性の下での国家や民族認識が発展したであろうし、氏自身が念願していたように、これらの国々や地域の教育問題を考察する中から、新たな公教育論が誕生していたかも知れないと思う。この問題は、課題を受け継ぐことが期待された我々世代の重要な解決課題であると思う。

## 2. 公教育論の枠組み

### (1) 「公」概念の吟味

さて以下では、不十分ながらも氏の著作の中からもう少し具体的な「公教育」概念を取りだし、検討を加えることにしよう。

「公教育」の概念は本来、構造的に考えれば、教育主体としての意味における「公」による教育と教育内容や方法の原則に関わるものとしての「公の性格を有する」教育の二面性を持つものであると思う。したがって、「公」とは何か、という問題点が第一の分析視角となるべきである。すなわち、「公」の実態認識が問われなければならない。言い替えるれば、「公」なるものの主体の把握とそれに関する分析が要求される。

第2には、「公」の主体が有する特性、その実態、価値認識などが考察されなければならない。これは、言うまでもなく、基本的には第一の考察を基礎にして分析・展開されるものであろう。

それではまず、「公」の主体を氏にあってはどう考えていたのだろうか。明確に述べられているものは、言うまでもなく「国家」である。その著『学校経営学』の中で、戦前の公教育の説明として次のように述べている。

「その思想、制度、現実において、設置者や公費をテコとして実質的に国家的要求のみに基づく教育を形成し、それが公教育の実体と観念されてきたものと思われる。

しかし現代の教育思想や教育制度においては、公教育の概念が、より多面的にとらえる必要がある。設置者別の観念や、経費負担者の観点だけでは規定し得ない内容を持っているからである。公教育とは、『すべての子弟に、公費をもって提供され、教育行政の統制を受ける、普通教育段階の教育である』と考えられる。」

と述べている (p.13)。また、次のようにも述べている。すなわち、

「現代の公教育制度は、・・・子どもの教育を受ける権利の保障として企図されているものであり、・・・『公教育は、国民に対する社会の義務である』との思想が、その基本観点になっている。教育の機会均等の実現、公費による教育の実施、義務教育無償の拡大などは、すべてこの教育政策理念に基づくものといわねばならない。いわゆる国家の利益とされるものの、単純な国

家目的だけを意味するのではなく、広く公共的性格をもった福祉的目的の見地において求められなければならないのである。」

と語っているのである。

以上のことからわかるように、吉本論では公教育の主体として「単純な国家」説は否定するものの、「福祉国家」もしくは受教育権を背景とした「現代国家」を「公」の実体とする説を採用しているものと理解される。

## (2) 社会権的基本的人権としての「受教育権」認識

また、受教育権を「社会権的基本的人権」(p.27)と把握し、自由権的基本的人権の範ちゅうで論議すること、すなわち、教育権をめぐる国家の役割として、消極的ないしは反動的な国家機能で公教育をめぐる権利把握を考察することと明瞭な一線を画している。

しかし反面で、このすぐ後にこう述べている。

「憲法第二六条の規定には、『法律の定めるところにより』、『その能力に応じて』の二つの条件が与えられているので、具体的な権利の内容や範囲は、実際には国家の教育政策によって大きく左右される。しかし基本的には国が移りゆく社会変化と、そこでの国民生活を考慮し、文化的生存の実質を高く維持するに足る教育を、国民のすべてに保障すべき義務を負うものと、積極的に理解されるべきである。」(下線部は筆者)

と言うのである。また次のようにも述べている。

「現代の公教育は、国家の設ける制度や学校に頼り、国家の監督のもとに置かれた国民教育である。」(p.28)、「社会の発展の中で、学校を設置し、管理監督の力をのばし、学校教育の目的と方法への関与において、国家は教育的配慮の義務と権利を手中に収めたのである。

民主的社会の要請からしても、社会情勢の変化に伴う自由の条件や実態が変化する中で、真に平等ないし公平の原理に支えられた教育を保障するためには、現代国家にその積極的な役割が期待される。現代は経済的にも宗教的にも、その他国民生活のすべての点において、社会の著しい変貌が見られるのであり、社会間の階級差や間隙を埋め、国民全体の福祉生活を招来するためには、国家の政治施策が必要とされる。一切の社会問題が直接に国の政治にかかわる問題となった現代社会に置いて、国民生活のすべての基礎となる教育は、国民的共同利益の視点から編成されなければならない。」

などと国家の積極的役割を説明している。

このように見てくると、「公」の内容が、近代的自由主義国家や独裁国家、夜警国家などと区別された「現代国家」であったとしても、「国家」であることには変わりはないと理解される。したがって吉本論では、レーガン、サッチャー、中曽根流の「小さな国家」論に組み込むことはなかったし、むしろ逆に、教育を含む福祉的な分野への国家の積極的な役割の実現を望んでいたと言える。あるいは、そうした積極的な国家観を氏は持ち合わせていたと指摘できる。

### (3) ドラッカー的な「新階級国家」観と国民教育論批判

それでは、第二の「公の性質」について、あるいは「国家」論について、十分な分析がなされたであろうか。この点に関しては、いわゆる「国民教育論」の批判として、階級国家観や運動論からする国家論の展開を否定はしていても、国家そのものの「積極的な統制」には、かなりの信頼を寄せていたといえる。すなわち、積極的な国家の役割について次のように理解していたのである。

「結論的にいえば、公教育への発言権がひとり国家にのみ置かれることは許されないが、国家も教育全般の組織者として、公教育に対する発言力を有しなければならないのは当然である。国民教育論が運動論として労働社会の教育利益を提唱することと、国家が多様な社会の公衆の教育的要求を組織することとは混同されてはならない。教育が国民の共同の利益として組織されるためには、資本と労働という経済的論理だけでは尽くすことのできない、教育内容や人間生活の複雑さがあることを認めなければならないのである。社会の経済的観点においてすら、『重要なことは資本家でも労働者でもない、新しい階級が出現し、あらゆる工業国において支配的な地位を急速に確立しつつあると事実』が認識される必要がある。変貌する社会構造の中で、正しく社会構成員たる活動を営み得る国民の教育は、国民教育として公教育に盛られなければならない。国家は単に自律的社会を前提とし、その保全の役割に止まるものではなく、積極的な統制または調整によって、社会全体の発展に寄与しなければならないのである。」(pp.32-33)

と述べるに留まり、ドラッカーの「新階級論」を援用するに留まっている。

したがって、氏が展開した国民教育論における「国民」概念の批判は、残念ながら根底的な批判にはなり得ていなかったといえる。すなわち、国民教育論者への批判のあり方、方向性としては、あくまでその「国民」概念の曖昧さに力点が置かれるべきであり、運動論的な批判も、一人ひとりの「国民」が持つ、それぞれのエゴイズムの再組織化とそれらの衝突という、力学的なダイナミズムの分析として展開された方が、より明確になったのではなからうかと思うのである。

いずれにせよ、「公教育論」の核である、「公」の実体とその分析において、階級国家論を採用しなかっただけでなく、いわゆる議会制民主主義の形式性との関連で国家論を展開することもしなかった。また、内容をかなり把握していたはずの、行政国家的状況に関して、ほとんど触られていない。さらに余談的に言えば、先生は一国民として、どのような政治行動を採っていたのであろうか。またその際に、日常的にも幾多の矛盾や衝突、官僚制的弊害や形式主義を感知しなかったであろうか。

## 3. 公教育の価値認識

### (1) 公共性の構造認識

第二のテーマとしては、「公教育論」の「教育」に関する部分の把握である。この部分は、学

校論や教育組織論と密接な関連がある部分である。さらには、教師論の中心部分にもなる内容のものと考えられる。公教育の中心ないしは公教育そのものと理解できる、学校教育の「公共性」認識ということもできる。本特集における他の論者の内容と関連するので、問題を二点に絞っておこう。第一は、「公共性」の根拠の問題である。第二は、「公教育」における「公益性」の問題である。あるいは「教育的価値」もしくは「教育的利益」の内容である。

まず、「公共性」ないしは「公の性質」の問題である。「公共性」の論拠に関するこの点に関して、吉本説は、いわゆる教育事業者主体説に対し、次のような評価を下している。すなわち、この説は公教育を考えるうえで、分かりやすい着想といえるが、「それだけでは狭きに失し、学校教育の理念や制度にそぐわない。それだけでなく、設置者別の観点は、教育は国の事務なり、という戦前の思想に背景をもつとも考えられる。」として否定している。また、学校教育事業説、すなわち、学校教育そのものが公共性を持つ、と言う説に関しても、「私立学校もすっぱりと公共性の概念に包まれてしまって、私学が本来的に目指してきた独自の教育は影をひそめてしまう。」として、自説に採用しなかった。

「そこで第三の観点として、現実に私立学校を『公の支配』に属せしめている日本の教育体制から考え、かつ、私学の独自性を強調する理念を保持する立場からは、私立学校は『公教育に準ずる教育』を行うとの観点も成立することになる。」(以上、全て『学校経営』ぎょうせい、から引用。p.16)と述べている。この叙述の仕方は、明らかに当時学会の通説に近かった、第二の教育事業説に対する反対論が隠されているとみなすことができる。また同時に、相良惟一氏の私学＝非公教育論に対する反論も意識されていたものと読みとることができよう。

吉本説においては、私学教育は基本的に学校教育の中の傍流の位置に置かれていたものと考えられ、私学助成についても、基本的には、憲法第八九条の趣旨に違反するものという認識があった。たとえば次のような叙述も見られる。

「現行憲法の規定によれば『公の支配』の厳密な意味に従って、私学への補助金支出は違憲とならざるを得ないが、しかし、公教育の現在と将来の上で、国庫補助は当然に要請されるとすれば、そこには何等かの技術的解決を必要とするであろう。そして普通教育段階の学校教育においては、自主性と公共性の調和という点において、より多くの公共性が顧みられなければならないし、公教育的規律が要請されるといえるのである。」(p.22)

吉本説の現状認識には、学校教育がますます公立学校中心に展開され、公費による学校の整備や教育行政による公共性の追求が強く期待されていたとみなすことができる。したがって、氏の学説の中心をなす学校経営の相対的自律性も、こうした状況の中で把握されるべきであろう。公教育経営におけるいわゆる「民営化」や「競争原理の導入」による学校改革の方向などに対しては、おそらく「とんでもない」という反応を示すに違いない。

## (2) 公教育が保障する「教育価値」認識

それでは、第二の問題、すなわち、公教育である学校教育を通じて実現が期待される「教育的価値」について考察してみよう。

まず『学校経営学』の冒頭で、「国民のための教育も、学校教育が親の直接的教育意志を、単に算術的の総計したものでなく、親の恣意はむしろ社会公共意思によって制御されなければならないのである。現代の学校は公教育政策のもとに置かれ、教育の公共目的や理想を実現することを基本的なあり方としている。」(p.10)と述べている。さらには、公教育の社会的意義の側面として、「現代公教育は広く社会一般の生活目的に即し、被教育者の教育的利益に立脚するものでなければならないのである。」(p.14)とも記し、「教育によって国民感情や社会連帯思想など、社会的公共性が培われなければならない。」(p.15)と述べてもいる。特に公教育制度の中の中心を占める公立学校制度の場合は、「現代公教育制度は、制度的には共通、普遍の教育で、国民全体の福祉と共同の利益を図るために、国家によって設けられ監督されるものである」とされる。

また、「公教育は国民教育を目的とするのであるが、その基本的目標は公共の福祉に置かれている」こと (p.30)、「教育は本質的には国家、社会の機能であり、特に公教育は意識的に社会生活全般に対する基礎的人間形成を意図するものであるから、広く国家および社会生活一般の目的性に適した、公共的観点の教育が重要視されなければならない。」とも述べている。

以上の点からもわかるように、吉本説では、公教育の中心的役割として思い描かれていたものは、「社会的人格の育成」(p.28)であり、その達成が学校教育の目指すべき価値内容として力点が置かれるようになっていく。一人ひとりの国民の個の実現が、社会全体の発展と有機的に関連してこそ本当に可能になるとの確信が氏の中に存在していたのではなかろうか。

人間が社会的存在であり、社会との緊張関係の中でこそ「人格の完成」も可能であることに異論はないが、しかしながら、現実社会の「発展」のベクトルの方向と、個の充実や個の価値実現が常時同じ方向に進行しているとは限らないし、逆方向にこそ、真の歴史的自己実現が可能な場合もあることを否定することはできないと思う。我々のこうした歴史的教訓から、吉本理論も自由ではないはずである。我々はこれを如何に処理すべきなのであろうか。

## 4. 学校経営論からする「公教育論」再検討の課題

公教育論は、学校を歴史的＝社会的文脈の中で把握する際の基盤になるものである。吉本論はその位置づけについては十分な認識があったといえる。しかしその本質的な展開については、やや自制的な姿勢があったように思う。その原因はおそらく、戦後教育史の中での政争や論争の狭間の中で、現実的な学校経営論、公教育論を展開したからではなかったのだろうか。したがってその内容において、一般的、常識的であった「公」意識を基礎に公教育論を展開したと指摘できる。そこからわれわれが学び、課題を引き受けるとすると、現在の教育経営、学校経営研究への意義

として、教育政策－教育法－教育行政－学校経営の教育官僚制の中で、権力的教育意思という「光」の入射角のようなものの変化に着目した考察が必要であり、可能なのではないかと思う。

確かに氏の論展開は、主体的、自律的な学校経営論に道を開く発想であったし、意義深い内容を多く含んでいた。筆者にとっての課題として、教育行政、教育政策などとの関連を一層深く追求しなければと考えている。